

奈良市地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
指定第1号訪問・通所事業所 御中

奈良市福祉部福祉政策課長

奈良市介護予防・日常生活支援総合事業における
第1号事業(訪問・通所)の介護報酬等の改定について(通知)

平素より、本市の福祉行政の推進にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度介護報酬改定等に伴い、奈良市介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業の介護報酬等について、令和6年4月1日から下記のとおり改定いたしますので、通知いたします。なお、本市では、厚生労働省告示(「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」)に準拠する形で単位数の改定を行っています。

事業者様におかれましては、ご利用者へのご案内等、必要な手続きについてご対応くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス A・訪問型サービス C)

令和6年4月からの報酬体系は、別紙「奈良市介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービスの単位数について(令和6年4月1日)」のとおりです。

従来の現行相当サービスにおいては、介護認定及びサービスの利用頻度により「週1回程度」、「週2回程度」及び「週2回を超える程度」の3つの支給区分が設けられ、利用実績に応じて回数単位もしくは月額包括報酬で請求いただいていたところですが、今般の改定に伴い、以下のとおり変更いたします。

【主な改定内容】現行相当サービスにおいて

- 従来の回数単位での請求における3つの支給区分が「標準的な内容のサービスである場合」に一本化
- 回数単位の請求において「生活援助が中心である場合」の2区分が新設(20～45分未満、45分以上)
- 従来の月額包括報酬における3つの区分が 3,727 単位に一本化
- 従来本市において実施のなかった「短時間の身体介護が中心である場合」の区分の新設

① 請求方法について

本市は厚生労働省告示における「0.1月あたりの回数を定める場合」に基づき、運用を行います。

介護予防支援・サービス計画(以下「ケアプラン」と言う。)に位置づけた支援内容の提供実績に応じて、それ

ぞれ回数単位で請求してください。なお、訪問型サービス(現行相当・A・C)全体としての月の上限単位数は、3,727 単位となります。介護予防訪問介護相当サービスのみ利用する場合で、1月の単位数の合計が3,727 単位に達した場合は、3,727 単位で請求してください。複数の訪問型サービス(現行相当サービス・サービス A・C)を併用する場合は、それぞれの事業所が利用実績に応じて請求できるよう、サービスの提供回数を調整するようにしてください。

例) ケアプランにおいて、介護予防訪問介護相当サービス(標準的な内容のサービス)を月5回程度と位置づけ、利用実績が月5回であった場合
→287単位(標準的な内容のサービス・1回あたり)×5回=1,435 単位
上限の 3,727 単位を下回るため、1,435 単位で請求

② サービス内容について

本市における介護予防訪問介護相当サービスの各サービス内容は、別紙のとおりです。

「標準的な内容のサービスである場合」について

本市における「標準的な内容のサービス」は、入浴介助や食事介助といった、いわゆる利用者の身体に直接接触して行う介助だけでなく、利用者の ADL(日常生活動作)・IADL(手段的日常生活動作)・QOL(生活の質)や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援・重度化防止のためのサービス※を含んだ、「身体介護を中心としたサービス」を指します。

★利用者と共に行う自立支援・重度化防止のためのサービス

自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助(自立支援、ADL・IADL・QOL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)を指します。

例) ・利用者と一緒に手助けや声掛け及び見守りをしながら行う掃除、整理整頓(安全確認や疲労の確認含む)
・利用者と一緒に手助けや声掛け及び見守りをしながら行う調理・配膳・後片付け(安全確認や疲労の確認を含む) 等

※上記のサービスや、身体介護・援助の具体的なサービス内容につきましては、下記をご参照ください。

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」

(平成12年3月17日 老計第10号 最終改正:平成30年3月30日 老振発0330第2号)



なお、介護予防訪問介護相当サービスにおける、自立生活支援のための見守りの援助算定(買い物同行)の取り扱いについては、令和4年11月に当課より発出した通知の通りですので、ご注意ください。

「生活援助が中心である場合」について

今般の介護報酬改定により、新たに「生活援助が中心である場合」の区分が設けられました。つきましては、生活援助が中心のサービスを提供する場合は、サービスの提供時間に応じて、「生活援助が中心である場合

20分以上45分未満」又は「生活援助が中心である場合45分以上」で請求するようにしてください。

※生活援助のサービスとは、「身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるもの」を指します。

★参考：生活援助が中心である場合について 厚労省告示より抜粋（一部加工）

単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家族の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定相当訪問型サービス（本市における介護予防通所介護相当サービス）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

③ ケアプランへの記載について

1) 訪問型サービスを利用するにあたっては、ケアプランにおいて1月あたりのサービスの利用回数（標準的な回数で可。）及びサービス内容（標準的な内容のサービス、生活援助中心型45分以上 等）を定めるようにしてください。なお、1月あたりの利用回数については、従来の「週●回程度」という記載と併記する形で問題ございません。

記入例 1	記入例 2	記入例 3
サービス種別 訪問型サービス（独自） 標準的な内容（月4回程度）	サービス種別 訪問型サービス（独自） 生活援助中心型45分以上（月8回程度・週2回程度）	サービス種別 訪問型サービス（独自） ・標準的な内容（月2回程度） ・生活援助中心45分以上（月2回程度）

2) 標準的な内容のサービスとして、自立支援・重度化防止の観点から、利用者と共に行うサービスを提供する場合については、ケアプランにそのことがわかるように記載するようにしてください。

※ケアプランにおける「介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）」の欄に、サービスを代行で行うのか、ともに行うのかがわかるような表現で記載してください。

④ 留意点

・訪問型サービスにおいて、サービス内容を組み合わせて連続で支援に入ることは認められません。
例) 訪問型短時間サービス(20分未満)と生活援助中心型(20分以上45分未満)を連続で実施 ➡×不可

・訪問型サービスにおいて、原則、1日に複数回の利用はできません。利用者の見守りという観点からも、別日の利用が望ましいです。ただし、介護予防ケアマネジメントの結果、同日の複数回利用について合理的な理由があり、かつ、それぞれのサービス間に 2 時間の以上の間隔があり、その間隔をあける合理的な理由があると市が認める場合に限り認められるものとします。

2. 通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス・通所型サービス C)

令和6年4月からの、通所型サービスの報酬体系は以下の通りです。

サービスの種類	サービスの頻度	単位数 (1回につき)	上限 (1月につき)
介護予防通所介護 相当サービス	週1回程度	436 単位	1,798 単位
	週2回程度	447 単位	3,621 単位
通所型サービスC		350 単位	

今般の改定により、介護予防通所介護相当サービスにおいて、「運動器機能向上加算」が廃止され、運動器機能向上サービスの実施に係る費用が基本報酬に包括化されることとなりました。

① 基本報酬の請求について(介護予防通所介護相当サービス)

本市では厚生労働省告示における「0.1月あたりの回数を定める場合」に基づき、運用を行います。なお、基本報酬の請求についての考え方については、従来のものと変更はございません。

【要支援1の利用者の場合】

回数単位で(1回につき436単位)の請求を基本としつつ、利用回数が4回を超える場合については上限である 1,798 単位(1月につき)で請求する。

【要支援2の利用者の場合】

回数単位で(1回につき447単位)の請求を基本としつつ、利用回数が8回を超える場合については上限である 3,621 単位(1月につき)で請求する。

※介護予防通所介護相当サービスは、要支援認定により支給区分が定められます。よって、要支援2の利用者については、例えば利用実績1回にとどまった場合であっても、447単位で請求してください。

※通所型サービス全体(介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービス C)としての月の上限単位数は、要支援1の利用者で 1,798 単位、要支援2の利用者で 3,621 単位となります。なお、通所型サービス同士の併用は認めておりません。

② ケアプランへの記載について

通所型サービスを利用するにあたっては、ケアプランにおいて1月あたりのサービスの利用回数(標準的な回数で可。)を定めるようにしてください。なお、従来どおり、「週●回程度」という記載と併記する形でも問題ございません。

記入例 1

サービス種別
通所型サービス (独自) 月4回程度

記入例 2

サービス種別
通所型サービス (独自) 月8回程度・週2 回程度

3. 補足

- ・上記の取り扱いについては、今後厚生労働省よりQ&A等具体的な取り扱いが示されることにより、運用を変更する可能性があります。その際は改めて通知をいたします。
- ・今回の介護報酬改定に伴うプラン変更等の対応については、本通知後速やかに対応くださいますよう、お願いいたします。なお、取り扱いについては下記のとおりとします。

① 利用頻度の記載方法の変更について 【訪問型サービス・通所型サービス共通 (C型除く)】

令和6年3月までのサービスと1月あたりの実質的な利用回数が変わらない場合(例えば、週1回程度の支給区分でサービスを利用しており、4月から月4～5回程度の利用となる場合)については、利用者への説明と同意のもと、「サービス種別」欄に朱書きで修正・追記を行う対応で構いません。

※詳細は本通知の3ページの③の1)をご確認ください。

② サービス内容(標準的な内容、生活援助中心型等)の記載について 【介護予防訪問介護相当サービス】

現在提供しているサービス内容と変更がなく、「サービス種別」欄にサービスの内容を追記するのみの場合は、利用者への説明と同意のもと、軽微な変更として朱書きで修正を行う対応で構いません。

(例えば、これまで「訪問型サービス(独自)」とのみ記載しており、サービス内容は変わらず、「生活援助中心型」という表現のみ追加する場合等) ※詳細は本通知の3ページの③の1)をご確認ください。

② 家事をケアプランに位置づける場合の表現について 【介護予防訪問介護相当サービス】

掃除や調理等の家事をプランに位置づける場合は、利用者とともに行うサービスなのか、本人ができない部分を代行するサービスであるのかがわかるように記載してください。支援内容は変わらず、表現のみの修正・追記である場合は、利用者への説明と同意のもと、軽微な変更として朱書きで対応いただいて構いません。

※詳細は本通知の3ページの③の2)をご確認ください。